

第5章 受水槽以下の給水設備

第1節 受水槽以下の給水設備

受水槽以下の給水設備は、法第3条第9項に規定する給水装置ではないが、設計・施工に関しては建築基準法第36条、維持管理に関しては受水槽の有効容量が10 m³を超える場合、法第3条第7項の「簡易専用水道」としての「特定建築物」である場合については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の各々の規制を受ける。

また、法的規制を受けない設備であっても、飲料水の安全を確保する極めて重要な設備であるという観点から一般給水装置に準じて扱うものとする。

受水槽以下の給水設備について、所有者及び管理人は責任をもって保守管理に当たり、常に正常な給水設備を保持しなければならない。必要に応じて受水槽の周りにフェンス等を設置し、安全管理に当たること。

第2節 受水槽を設置する建築物等

1 受水槽を設置する建築物等

- (1) 一度に多量の水を使用する場合や使用水量の変動が大きい建築物等、配水管の水圧を低下させるおそれがある場合
- (2) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合
- (3) 有毒薬品を製造または使用し、逆流によって配水管内の水を汚染する恐れがある場合
例：化学・薬品工場、クリーニング店、写真及び印刷・製版、メッキ工場等
- (4) 配水管工事や事故による断減水により、業務停止等の損害の発生が想定される場合
例：病院、飲食店を含む店舗ビル、ホテル、老人ホーム、デパート等
- (5) 災害時にも給水の確保が必要な場合
- (6) 市有施設で指定避難所とされている場合
- (7) その他直結式給水に適さないと管理者が判断した場合

2 中高層建築物等給水計画書

1に該当する場合、中高層建築物等給水計画書（様式第3－3号）を事前に提出し、給水方式、検針方式、メーター設置スペース等必要事項について協議する。ただし、管理者が不要と認めた場合は省略できる。（専用住宅、集合住宅で3階にのみ受水槽の水を使用する場合は給水計画の提出を省略できる。）

第3節 受水槽以下の給水設備の給水方式

1 受水槽以下の給水設備の給水方式

- (1) 高置水槽式
受水槽に貯留された水をポンプで高置水槽へ揚水・貯留した後、自然流下により給水する方式をいう。
- (2) 圧力水槽式
受水槽に貯留された水をポンプによって圧力水槽に貯え、その内部圧力によって給水する方式をいう。

(3) ポンプ直送式

受水槽に貯留された水を使用量の変動に応じて、ポンプの運転台数や回転速度を制御し給水する方式をいう。

2 受水槽容量の算定

- (1) 受水槽の容量は、計画1日使用水量を超えてはならない。
- (2) 計画1日使用水量は、建物種類別給水量・使用時間・使用人員（第2章第3節2表8）を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における類似施設の使用実態等を十分考慮して設定すること。
- (3) 計画1日使用水量の算定には、使用人員、延べ床面積から算出する方法、使用実績を参考にする方法、給水用具の使用水量から算出する方法等がある。
- (4) 受水槽有効容量は、計画1日使用水量の4/10～6/10程度が標準である。

3 受水槽への流入管口径

受水槽へ給水するための流入管の口径は、その受水槽を4～6時間で満水できる口径とし、配水管の水圧等も十分考慮し決定すること。

流入管口径と受水槽有効容量

流入管口径	受水槽有効容量
20mm	5 m ³ 以下
25mm	5 m ³ を越え 10 m ³ 以下
40mm	10 m ³ を越え 35 m ³ 以下
50mm	35 m ³ を越え 60 m ³ 以下
75mm	その都度協議

4 受水槽の設置基準

受水槽の構造や材質は、建築基準法第36条に適合していること。

- (1) 保守点検が容易に行えること。（原則として上部1.0m以上、その他は0.6m以上確保すること。）
- (2) 十分な強度を有し、耐水性に富むこと。
- (3) 受水槽内の水が汚染されないこと。
- (4) 清掃点検時等に断水しないよう2槽式とし、これを相互連絡使用できることが望ましい。
- (5) 地階に受水槽を設置する場合は、流入管を地上1.5m以上立ち上げ、流量調整機能付定水位弁とバキュームブレーカーを設置すること。

5 高置水槽の設置基準

高置水槽は受水槽に準じて、外部及び内部の保守点検を容易に行えるもので、十分な強度を有し、耐水性に富み、かつ水槽内の水が汚染されない構造や材質のものとすること。

- (1) 高置水槽の高さは、十分な圧力の取れる高さにすること。
- (2) 高置水槽の有効容量は受水槽の1/5～1/10を基準とすること。
- (3) 高置水槽内の清掃を迅速に容易に行うため、排水管は高置水槽の最低部に設けること。また、凍結防止のため、流入、流出の立ち上がり管等は、防寒対策を施すことが望ましい。

6 特殊水槽及びその他の水槽の設置基準

飲料水に供しない呼水水槽、膨張水槽、消火水槽等の特殊水槽及びこれらに属さない水槽の給水方法、材質、設置位置、構造については、受水槽及び高置水槽に準ずるものとする。

7 定水位弁の設置基準

- (1) 受水槽への流入管口径が 20mm 以上は、定水位弁を使用する自動水位制御装置方式とすること。
- (2) 定水位弁は点検、取替えが容易な受水槽の外側に設置すること。(ただし、有効水量 1 m³未満の受水槽については、複式ボールタップも可とする。)

8 時間差給水

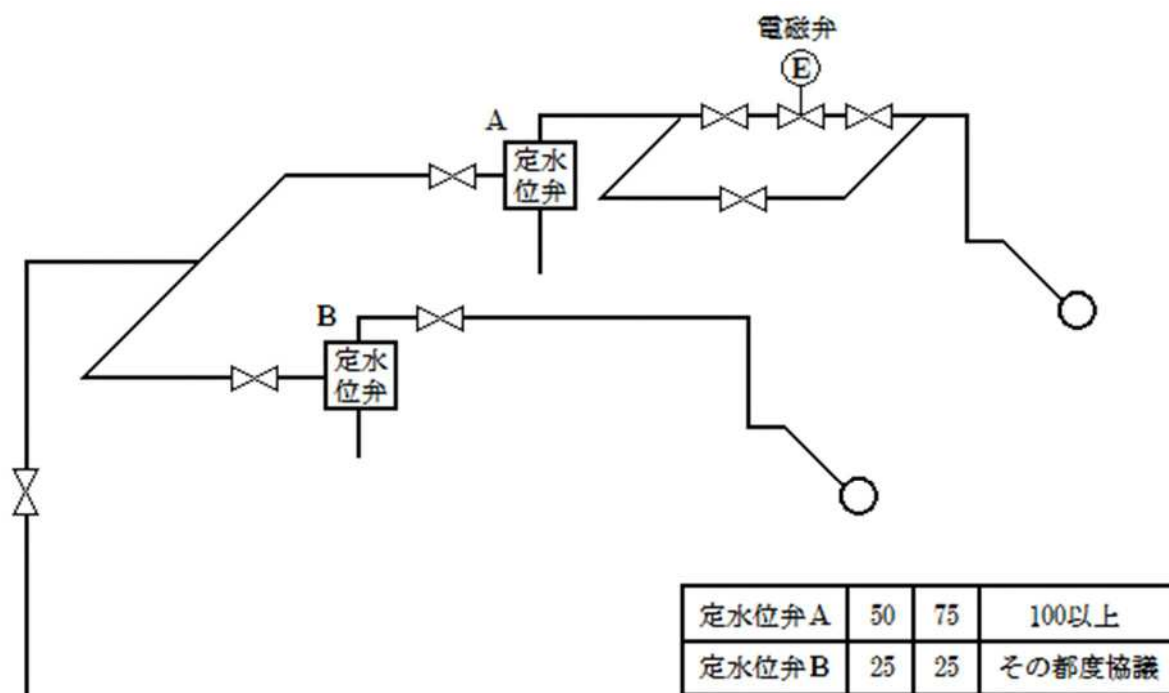
受水槽への流入管口径が 50mm 以上の場合は、時間差給水とする。時間差給水の時間帯は次表によるものとする。ただし、管理者が必要と認めた場合には、時間帯を変更することができる。

① 1 日 2 回給水	② 夜間給水
午前 10 時から午後 5 時まで	午後 10 時から午前 6 時まで
午後 10 時から午前 6 時まで	

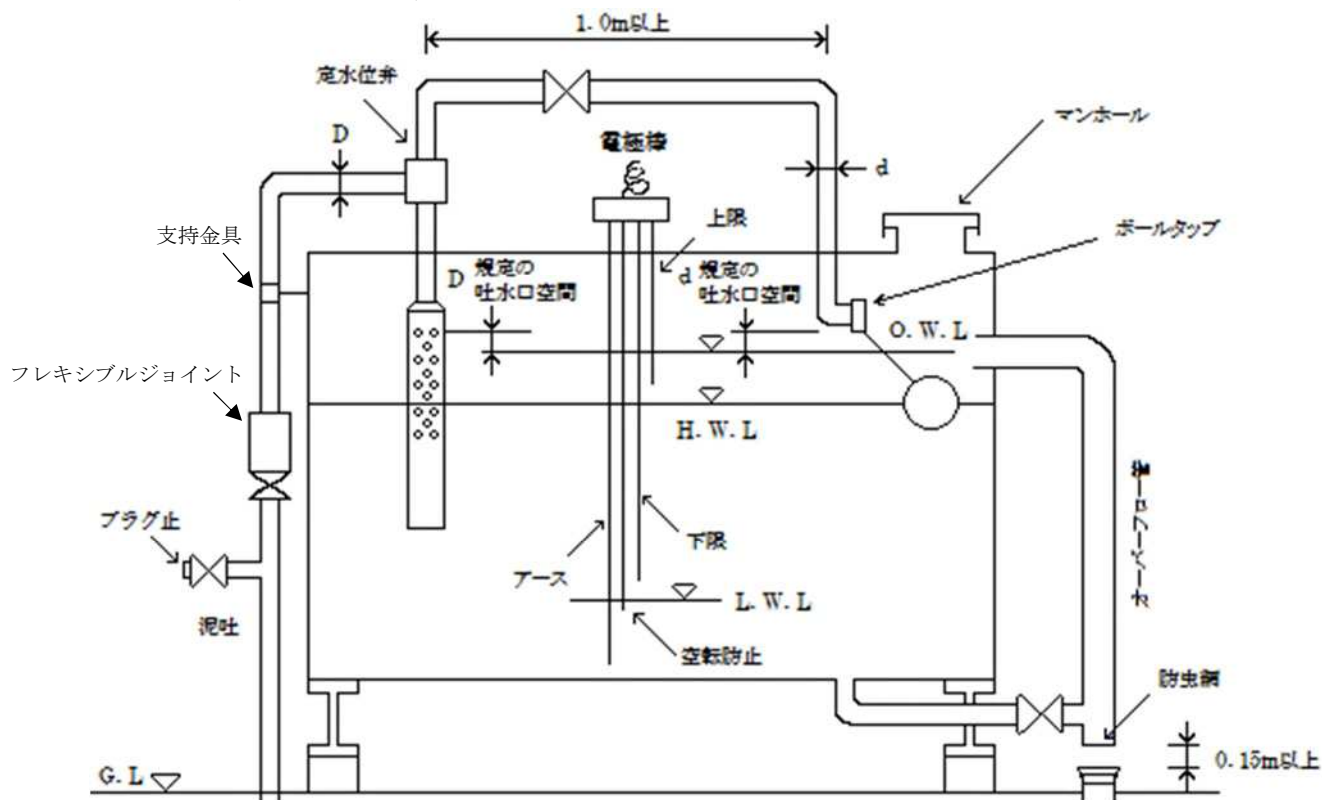
時間差給水に使用する電磁弁及びタイマーは、JIS の規格品を使用し、タイマーについては 24 時間停電補償付きのものとする。

※時間差給水の場合は、常時給水可能な口径 25mm の定水位弁を並列で設置すること。

時間差給水配管のイメージ図



9 受水槽設置による定水位弁の取付標準図



※親メーター一括の場合には、泥吐は水栓とする。

※規定の吐水口空間は省令第5条の表を参考にする。

※吐水口空間の下面はオーバーフロー管中心からとする。

※主弁には防波管を設置すること。

10 非常用給水栓

非常時に受水槽の水を容易に取り出すため、受水槽に直接設置する水栓をいう。

各戸検針方式の受水槽につける水栓について、別紙の誓約書の事項を遵守し、管理者と十分協議した上で、設置すること。設置にあたっては、別紙様式第8号「誓約書（受水槽非常用給水栓設置）」を提出すること。

11 受水槽以下の給水設備の設置メーター

集合住宅等、各戸検針を希望する場合は、受水槽の上流側の給水装置に親メーター及び非常用散水栓メーターを設置すること。また、受水槽以下の給水設備に設置するメーターは、原則として平型直読メーターを設置するものとし、やむを得ない事情がある場合においては、集中検針用記憶装置付水道メーター（電子メーター又はリモートメーター）を設置することができる。設置方法等については静岡市給水装置工事施工基準第3章第5節を参照すること。

12 非常用直結散水栓

非常用直結散水栓は、受水槽、ポンプ等の故障又は停電時に給水を確保するためのもので、次のとおり、設置すること。

(1) 設置場所は、1階で使用者が利用しやすい場所とすること。

ア 親メーター一括検針の場合は、メーターの二次側に設置すること。

イ 受水槽以下の各戸検針の場合は、親メーターの一次側で給水管を分岐させ、メーターを置いた先に設置すること。

(2) 原則として、屋外散水栓のみとし、屋内の給水装置には使用しないこと。